

介護老人保健施設 ケアホーム・クローバー 介護予防通所リハビリテーション 運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人社団八雄会が開設する介護老人保健施設ケアホーム・クローバーにおいて実施する介護予防通所リハビリテーション（以下「当事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 介護予防通所リハビリテーションは、要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、介護予防通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営方針)

第3条 当事業所では、介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。

2 利用者の意志及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。

3 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い関係市町村、地域包括支援センター（介護予防支援事業者）、居宅サービス事業者、他の介護保健施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

6 介護予防通所リハビリテーションの提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地等)

第4条 当事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|---|
| (1) 事業所名 | 介護老人保健施設 ケアホーム・クローバー
介護予防通所リハビリテーション |
| (2) 所在地 | 長崎県諫早市長田町2547番地 |
| (3) 開設年月日 | 平成6年8月1日 |

- (4) 電話番号 0957-24-8810
- (5) 管理者 檀野雄一
- (6) 介護保険指定番号 4250480011号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 当事業所の従業者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者 1人
管理者は、常勤で専ら施設の職務に従事し、施設職員の管理、業務に実施状況の把握その他管理を一元的に行う。また、職員に必要な指揮命令を行う。
- (2) 医師 1人以上
医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員 0人
看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の介護予防通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員 0人
介護職員は、利用者の介護予防通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
- (5) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士
・理学療法士 3人(2人常勤専従、1人非常勤専従)
・作業療法士 1人(常勤兼務、入所と兼務)
理学療法士等は、利用者に対し、リハビリテーション計画の作成・変更を行うほか、機能訓練の実施に際し指導を行う。
- (6) 栄養士又は管理栄養士
・管理栄養士 1人以上
栄養士及び管理栄養士は、食事の献立、栄養状態の管理、食事相談、栄養計算、利用者に対する栄養指導を行う。
- (7) 事務員 1人以上
必要な事務を行う。
従業者は、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 当施設の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 月曜日から土曜日までとする。但し、お盆・年末年始はこの限りではない。
- (2) 営業時間は午前8時30分から午後5時30分とする。
- (3) 通常の提供時間は午前9時30分から午前11時00分と午後2時00分から午後3時30分までとする。

(利用定員)

第7条 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーションの合計定員数は30人とする。

(介護予防通所リハビリテーションの内容)

第8条 介護予防通所リハビリテーションは、医師、理学療法士等リハビリスタッフにより作成される計画に基づいて、理学療法その他必要なリハビリを行う。

2 介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、居宅及び事業所間の送迎を実施する。

(利用者負担の額)

第9条 介護予防通所リハビリテーションの利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、介護負担割合の通りとし、別に定める料金表により支払を受ける。
- (2) おむつ代(実費)、その他の費用等利用料を、別紙の利用料金表により支払いを受ける。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、諫早市とする。

(当事業所の利用に当たっての留意事項)

第11条 介護予防通所リハビリテーション利用に当たっての留意事項は以下のとおりとする。

- ・ 持ち物については、必ず氏名を書き入れて下さい。貴重品、多額の現金は、できるだけ持ち込みをご遠慮下さい。また、飲食物の持ち込みに関しては、利用者の健康管理、衛生管理上原則としてお断りしております。
- ・ 医療機関への受診は、利用時間中は原則としてできません。なお、緊急の場合はその限りではありません。
- ・ 連絡については連絡のためのノートを作成いたしますので毎回ご覧ください。又ご家族の方より連絡事項等ありましたらお書きください。予定変更のご連絡は、毎朝8時30分までをお願い致します。
- ・ 謝礼、贈り物等については、ご利用いただく皆様に余分な負担をおかけしないという趣旨から堅くお断りしております。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止します。

(非常災害対策)

第12条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者及び火元責任者を選任する。

- (2) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (3) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (4) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当る。
- (5) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・訓練・避難）・・・年2回以上
（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練・・・・・・・・・・年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用法の徹底・・・・・・・・・・随時
その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (6) 当事業所は、(5)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（業務継続計画の策定等）

第13条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し介護予防通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第14条 当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を行う。

（職員の服務規則）

第15条 職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して当事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任を持って接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 16 条 当事業所職員の質の向上のため、その研修の機会を確保する。

- 2 当事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第 17 条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団 八雄会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 18 条 職員は、当事業所が行う年 1 回の健康診断を受診しなければならない。

ただし、夜勤勤務に従事するものは、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第 19 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

- (1) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

- (3) 当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

- 3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房業務者は、毎月 1 回検便を行わなければならない。

- 4 定期的に鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 20 条 当事業所職員に対して、当事業所職員である期間及び当事業所職員でなくなった後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、当事業所職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

- 2 居宅支援事業者・医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、予め文書により利用者及びその家族の同意を得る。

(苦情処理)

第 21 条 利用者からの苦情を迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど

必要な措置を講じる。

- 2 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示を求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。
- 3 サービスに関する利用者からの苦情に関して、県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、指導・助言を得た場合はそれに従い、必要な改善を行う。

(身体の拘束等)

第 22 条 原則として身体拘束及びその他の行動制限はしない。

- 2 やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束委員会を中心に十分検討を行い、身体拘束廃止に関する指針に従って行なうこととする。

(虐待の防止等)

第 23 条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第 24 条 当事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(その他運営に関する重要事項)

第 25 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、当事業所職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、当事業所内に掲示する。
- 3 当事業所は、適切な介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 介護予防通所リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない運営に関する重要事項については医療法人社団 八雄会 介護老人保健施設ケアホーム・クローバーの役員会において定めるものとする。

附則

- この運営規程は、令和6年6月1日より施行する。
- この運営規程は、令和6年3月1日より施行する。
- この運営規程は、令和4年4月1日より施行する。
- この運営規程は、令和2年5月1日より施行する。
- この運営規程は、令和2年4月1日より施行する。
- この運営規程は、令和2年1月1日より施行する。
- この運営規程は、令和元年10月1日より施行する。
- この運営規程は、平成31年4月1日より施行する。
- この運営規程は、平成30年4月1日より施行する。
- この運営規程は、平成29年9月1日より施行する。
- この運営規程は、平成29年4月1日より施行する。
- この運営規程は、平成28年4月1日より施行する。
- この運営規程は、平成27年8月1日より施行する。
- この運営規程は、平成27年4月1日より施行する。
- この運営規程は、平成26年7月1日より施行する。
- この運営規程は、平成26年4月1日より施行する。
- この運営規程は、平成26年1月1日より施行する。
- この運営規程は、平成25年12月1日より施行する。
- この運営規程は、平成25年9月1日より施行する。
- この運営規程は、平成24年4月1日より施行する。
- この運営規程は、平成23年4月1日より施行する。